

個別規程 IIJ フレックスモビリティサービス

令和5年2月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(最低利用期間)

IIJ フレックスモビリティサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ フレックスモビリティサービス契約」といいます。))における最低利用期間は1ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第2条(IPアドレスの特定)

IIJ フレックスモビリティサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ フレックスモビリティサービス契約において使用する IP アドレスは、IIJ フレックスモビリティサービス契約の内容に応じて当社又は契約者が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ フレックスモビリティサービスを利用することはできません。

第3条(ライセンス数等の指定)

契約者は、IIJ フレックスモビリティサービス契約において、契約時に次の事項を指定するものとします。

- (1) Mobility デバイスライセンス数(利用するデバイスライセンスの数を、100 ライセンスから 65,000 ライセンスの範囲で、100 ライセンス単位で指定するものとします。)
- (2) 同時利用 Mobility デバイス数(同時に利用可能な Mobility デバイスの数を、2000 デバイス、5000 デバイス又は 15,000 デバイスのいずれかから指定するものとします。)
- (3) Mobility サーバ数(利用する Mobility サーバの数を、1 台から 10 台の範囲で、1 台単位で指定するものとします。)
- (4) リージョン(ゲートウェイ設備(利用者からのリモートアクセス VPN 接続を終端するゲートウェイ設備であって、当社のネットワークセンタに設置されている当社設備をいいます。)の終端場所を、当社が定める地域区分から指定するものとします。)
- (5) 冗長構成の有無(ゲートウェイ設備の冗長構成の有無を指定するものとします。)

第4条(利用条件)

契約者は、Absolute Software が定める提供条件に従うものとします。

2 契約者は IIJ フレックスモビリティサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) インターネットへの接続環境の用意
- (2) IIJ フレックスモビリティサービスの運用ポリシーの決定
- (3) IIJ フレックスモビリティサービスに接続するための通信環境として、当社が指定するものを別途契約する等、当社が指定する通信環境の用意
- (4) 前 3 号の他当社が個別に指定するもの

3 前項第 3 号の通信環境が当社のサービスによらない場合、契約者は IIJ フレックスモビリティサービスの提供に必要な通信環境の設定情報を当社に開示するものとし、当該開示情報に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとします。

4 第 2 項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には IIJ フレックスモビリティサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 5 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ フレックスモビリティサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) Mobility デバイスライセンス数
- (2) 同時利用 Mobility デバイス数
- (3) Mobility サーバ数
- (4) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

2 当社は、契約者が同時利用 Mobility デバイス数を超過して IIJ フレックスモビリティサービスを利用する場合、事前の通知をもって契約同時利用 Mobility デバイス数の変更を行うことができるものとします。

第 6 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ フレックスモビリティサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) マルチリージョンオプション

第 3 条(ライセンス数等の特定)第 1 項第 4 号において契約者が指定した地域区分以外のリージョンに終端されるゲートウェイ設備を利用するためのものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) 設定変更オプション

IIJ フレックスモビリティサービスの設定値を変更するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

3 マルチリージョンオプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 7 条(サービスの廃止)

当社は、Absolute Software が IIJ フレックスモビリティサービスに対応するサービスの提供を終了した場合、IIJ フレックスモビリティサービスを廃止します。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ フレックスモビリティサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ フレックスモビリティサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ フレックスモビリティサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ フレックスモビリティサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ フレックスモビリティサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ フレックスモビリティサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 12 条(保証の限定)

IIJ フレックスモビリティサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

2 契約者は、IIJ フレックスモビリティサービスの利用によって次の事象が発生する可能性があること及び当社は当該事象について責任を負わないことに関し同意するものとします。

- (1) 本サービスの設定変更により、リモートアクセス VPN 接続及び特定のホストへのアクセスが切断又は中断されること

第 13 条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ フレックスモビリティサービスに係る機能が制限されることがあります。

2 契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、IIJ フレックスモビリティサービスの提供ができない又は制限される場合があります。

第 14 条(他のサービスの併用の場合における特則)

契約者が、当社の提供する当社が指定する他のサービスを併用している場合は、当社は、当該サービスを正常に行うため IIJ フレックスモビリティサービスに関する設定を変更することがあります。なお、当該変更を行うにあたり、契約者に事前の通知を行うものとします。

附則

平成 30 年 11 月 1 日施行

この契約約款は、平成 30 年 11 月 1 日から実施します。

平成 30 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

令和元年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 4 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ フレックスモビリティサービスにおける料金等 [第 9 条 関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ フレックスモビリティサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

マルチリージョンオプション及び設定変更オプションの内容に応じ、当社が別途契約に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ フレックスモビリティサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額。なお、契約者が契約同時利用 Mobility デバイス数を超過して IIJ フレックスモビリティサービスを利用していることを当社が検知した場合、当該超過分に対応する費用を請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該超過分に対応する費用を支払うものとします。

(2) オプションサービス

マルチリージョンオプションの内容に応じ、当社が別途契約に示す金額。なお、マルチリージョンオプションにあつては、契約者が契約同時利用 Mobility デバイス数を超過して IIJ フレックスモビリティサービスを利用していることを当社が検知した場合、当該超過分に対応する費用を請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該超過分に対応する費用を支払うものとします。

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

1 第 10 条第 1 項関係

第 1 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(1)に定める金額

2 第 10 条第 2 項関係

第 6 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用(2)に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 11 条関係]

利用不能時の減額（第 11 条第 1 項関係）

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。